

銚田・大洗広域事務組合公告式条例

制定 令和3年4月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条の規定に基づく銚田・大洗広域事務組合(以下「組合」という。)の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 管理者又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程において、特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告に関する準用)

第7条 第4条の規定は管理者の発する告示及び公告に、第5条第2項の規定は組合の機関の発する告示及び公告に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

| 名称 | 位置 |
|----------|--------------|
| 銚田市役所掲示場 | 銚田市銚田1444番地1 |

大洗町役場前掲示場

東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275